九州広域行政機構(仮称)の設立を目指して

九州地方知事会では、かねてから、地域のことは地域で決めていく覚悟をもって、地球温暖化対策や若年者の雇用対策など、県の枠組を超える広域的な課題について、「政策連合」として取り組んできた。さらに、観光分野では「九州観光推進機構」を設立し、官民が一体となって取り組んでおり、広域行政の実績を積んできたところである。

そうした中、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「国の出先機関の原則廃止」が明記された。九州地方知事会としては、これを分権型社会確立のための機会と捉え、また、地方に受皿がないことを理由に、国が出先機関の事務・権限の移譲を拒んできた従来の状況を打破しようと、平成22年10月、国の出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れるための組織として「九州広域行政機構(仮称)」の構想を発表した。

この構想を受けて、九州各県議会議長会においては、各県議会の代表者からなる「広域行政懇話会」を昨年8月に設立し、九州広域行政機構(仮称)の在り方などについて協議が進められている。また、経済界とも、九州地域戦略会議等の場において議論を深めているところである。

他方、「国の出先機関の原則廃止」について、東日本大震災の発生を踏まえ、大規模災害時の対応や社会資本の計画的な整備などに支障が生じるのではないかという不安・懸念の声が市町村等から上がっている。しかしながら、今回の改革は、国の事務・権限をより身近な地方に移譲し、住民の意思をこれまで以上に反映させようとするものであり、地域主権を実現しようという方向については、我々とその思いを同じくするものと考えている。また、「丸ごと移譲」を実現することにより、現在の出先機関の機能を維持向上させようとするものであり、大規模災害時においても迅速かつ的確な対応が確保されるものである。今後とも、九州広域行政機構(仮称)の設置について、九州地方知事会と九州市長会との「協議の場」や町村会との意見交換などを通じて理解が得られるようにしていきたいと考えている。

本年3月、内閣府より「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度(基本構成案)」が示された。この「基本構成案」は、全体としては、九州地方知事会の主張を採り入れつつ、改革を前進させるための提案であると考えている。「移譲対象となる事務」の精査や「持ち寄り事務」の取扱い、「財源」の問題など、詳細に詰めるべき論点はあるものの、今後、これに沿って政府部内の調整を進めることが必要である。

国においては、早急に政府部内の調整を図った上で、出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けた具体策を示すとともに、その内容について、広く関係団体・機関等への十分な説明等を行うことが必要である。

従来から必要性が指摘されながら停滞していた出先機関改革は、 国において政治のリーダーシップが発揮され、地方の側が覚悟を示 したことにより、大きく前進しようとしている。しかし、今通常国 会への関連法案の提出に向けて残された時間は短く、まさに正念場 を迎えている。

国においては、これまで重ねて主張してきた九州地方知事会の考えを十分に踏まえ、省庁の利害を超えた高い視点にたち、真に地域主権に資するための改革を実現することを強く求める。

平成24年4月12日

九州地方知事会

会長 大分県知事 広瀬 勝貞

副会長 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

福岡県知事 小川 洋

佐賀県知事 古川 康

長崎県知事 中村 法道

熊本県知事 蒲島 郁夫

宮崎県知事 河野 俊嗣

沖縄県知事 仲井眞 弘多

山口県知事 二井 関成

次回 地域主権戦略会議(4月27日)で橋下市長に発言をお願いすること(案)

- 「基本構成案」については、基本的に了解する。 ここまで来れば、大局的な見地に立って法制化を優先すべき。 早期の法案策定と国会への提出に向け、野田総理の果敢なリーダーシップをお願いする。
- 但し、次の2点については、配慮を求める。
 - (1) 特定広域連合は、相当の合理性がある区域を除き、移管対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないとされているが、柔軟な対応をお願いする。
 - (2) 構成団体からの事務の持ち寄りは、地域の自主的な決定に委ねて欲しい。法定して国が押し付けることがあってはならない。

国出先機関の移管に係る市町村への説明状況について (H24.4 月現在)

1 構成府県の対応

- 昨年末から、市町村において、国出先機関改革への慎重な対応を求める要望等の動きが活発化していることに伴い、構成府県においては、管内市町村に対して、国出先機関移管の趣旨や関西広域連合の取組及び考え方を説明。
- 知事と全市町村長との意見交換会の開催や全市町村への個別訪問など、対応は様々であるが、<u>全構成府県において説明・意見交換</u>を実施。
- <u>市町村からの慎重意見はほぼ同内容</u>であり、以下のとおり。これら意見に対しては、構成府県からは考え方や対応方針の説明を行っている。

1 緊急時対応

・ 緊急時(台風水害時)には地方整備局が機能したが、広域連合において同様の対応が可能か。また、全国的な支援が受けられるのか。

② 予算配分•利害調整

- ・ 予算配分を適正に行えるのか。都市部が優遇され、周辺部の道路整備などのインフラ整備が遅れるのではないか。
- ・ 移管された地域においては、国から予算配分・箇所付け等が冷遇されてしまうのではないか。
- ・ 各府県の利害が絡む中で適切な意思決定が行えるのか。

③ 基礎自治体への情報提供

・ 広域連合の取組は基礎自治体にも関係があるので、情報提供や意見交換の場を継続して設けて欲しい。

4 奈良県対応

・ 奈良県が加入していない段階では受け皿として不十分ではないか。

⑤ 移管後の市町村との関係

- ・ 要望先が国から広域連合に変わるだけでメリットがないのではないか。
- ・ 広域連合への移譲よりも、府県から市町村への権限移譲を望む。 等

2 府県ごとの対応

〇滋賀県

- ・2月1日 全市町(19市町)を対象に意見交換を実施。(市町村側出席者:副市町長、1副市長欠席)
- ・2月8日~ 滋賀県市長会及び町村会、市議会議長会、町村議会議長会の各会長に説明。
- ・2月15日 全市町を対象に説明会を実施。(市町村側出席者:地域主権改革担当部課長)
- ・4月10日 全市町長を対象に説明会を実施。(3市町長欠席)
- ※今後、知事と市町長の懇談の場である「自治創造会議」等の場で説明を行う予定。

〇京都府

- ・2月8日 京都府市長会行財政部会(5市)において、趣旨説明。(市長)
- ・2月9日 知事名で全市町村長あて、「国出先機関の移管実現への御支援について」の協力依頼文書を発出。
- ・2月20日 京都府市長会長(長岡京市長)、町村会長(井手町長)に対し、国出先機関移管の取組に係る支援・協力を要請。
- ・4月4日 全市町村(26市町村)を対象に説明会を実施(副市町村長出席)
- ・4月13日 「京都府知事・市町村長会議」の意見交換の中で説明(市町村長出席)
- ※今後、関西広域連合の取組について、市町村との情報共有、意見交換等を行う仕組みを構築し、これまで以上の意思疎通を図る。

〇大阪府

- ・2月7日~ 大阪府市長会長(泉南市長)、町村長会長(能勢町長)等を個別訪問し、趣旨説明。
- ※今後も、関西広域連合の取組について市町村への情報提供を実施。特例法案が一定固まった段階で市町村へ説明を行うことを検討中。

〇兵庫県

- ・1月20日 全市町を対象に説明会を実施。(市町長)
- ・2月6日~ 兵庫県市長会、町村会、市議会議長会、町村議長会の各会長を個別訪問し、趣旨説明。
- ・2月8日~ 市町長等に対し、個別訪問等により、趣旨説明。
- ・4月20日 全市町を対象に説明会を実施。(市町長)
- ※今後、全市町への情報提供を行う。(①メールマガジンの配信、広域連合委員会等の結果報告等)

〇和歌山県

- 1月5日~ 全市町村長を個別訪問し、趣旨説明。
- ※5月18日開催予定の「全県市町村長会議」(知事と全市町村長出席予定)において、改めて趣旨説明と意見交換を実施。

〇鳥取県

- <u>・12月2日</u> 鳥取県市長会に対し、趣旨説明。
- 1月24日 全町村(15町村)を対象に説明会を実施(町村長)
- ※今後、知事と全市町村長との「行政懇談会」等の場を活用し、意見交換を実施予定。

〇徳島県

- ・2月6日~ 全市町村を個別訪問し、趣旨説明。(副市町村長等)
- ・2月10日 市長会会長、町村会会長もメンバーである「とくしま飛躍"挙県一致"協議会」において、趣旨説明。
- ・2月27日~ 市町長等が出席する県南部・西部の「地域政策総合会議」において、趣旨説明。
- ※5月21日開催予定の「知事・市町村長会議」等において趣旨説明と意見交換、情報提供を実施。